# 「安全の手引き」

〈フィジー編〉

2024年3月 在フィジー日本国大使館

# 〈 目 次 〉

- I はじめに
- Ⅱ 防犯・事故・その他注意事項
- Ⅲ 緊急事態対処マニュアル
- ₩ おわりに

### I はじめに

この手引きは、フィジーに滞在されるにあたり当地治安情勢や自然災害の発生等を踏まえて必要な安全対策に関する参考資料として作成したものです。フィジーと聞くと「南太平洋に浮かぶ常夏の楽園」とのイメージを持たれますが、治安情勢について言えば「楽園」とはほど遠いと言わざるを得ません。歴史を振り返れば、民族問題や政治問題に起因して過去4回に亘りクーデターを経験し、経済状態の悪化から治安情勢は著しく悪化しました。現在も引き続き一般犯罪被害について十分な注意が必要です。

自然災害については、フィジーは環太平洋造山帯に連なるため地震による津波災害の可能性があるだけでなく、地球規模での気象変動の影響を受け、過去例をみない大型サイクロンが接近・上陸する等自然災害のリスクが高まっている地域とも言えます。

テロについては、オーストラリアやニュージーランドなどの近隣国の主要都市において国際テロリストによる活動が顕在化しており、フィジーのような南太平洋の島嶼国は「ソフトターゲット(攻撃しやすい比較的警備の緩やかな目標)」として狙われる可能性も否定できません。

フィジーにおいて上記のような犯罪、災害及び疾病からご自身や家族を守るには、当地における治安情勢や犯罪の傾向などを把握し、必要な安全対策を積極的に講じること、常日頃から気象情報などを入手し不測事態に備えること、そして「自分の身は自分で守る」という意識を持つことが大切です。当資料に記載した過去の事例等や対策を参考にして、安全対策に万全を期してください。

# Ⅱ 防犯・事故・その他注意事項

#### 1. 防犯の基本的な心構え

「自分の身は自分で守る」心構えが極めて重要です。日本は世界有数の安全大国です。日本に比べて、フィジーの警察等治安当局の能力や信頼性は低いと言わざるを得ません。安心できる生活環境を確保するには、当地の現状をよく把握した上で、自らが不足する部分を補うほかないとの認識に立ち、安全対策を講じることが大切です。

#### 2. 最近の犯罪発生状況

フィジー警察が公表した2023年の犯罪統計によると、全体として11,918件の刑事事件が記録され、内訳として、対物犯罪(窃盗や強盗)が全体の52%を占めており、続いて対人犯罪(暴行や傷害)34%、性犯罪11%、その他3%となっています。地域別では、首都圏(スバ市、ラミ町、ナシヌ町及びナウソリ町)及び西部地区(ラウトカ市、ナンディ町及びバ町)は、各種犯罪の発生件数がその他の地域に比べて多い傾向にあります。一方、銃火器の取り締まりは厳重であり、銃火器を用いた犯罪は滅多に発生しません。

観光等短期滞在者を含む在留邦人が被害を受ける事例としては、スリ、ひったくり、 路上での傷害強盗、住居(ホテル)侵入強盗がほとんどです。

フィジー警察は、警官訓練の強化や警察車両の拡充、巡回強化等により、犯罪撲滅に尽力しており一般犯罪件数は減少傾向にあります。一方で日本の警察と比較した場合、その犯罪捜査能力は未だ発展途上にあり、通常警官は拳銃を携行していないうえ、 出動要請への対応も鈍重です。

#### 3. 防犯のための具体的注意事項(邦人の主な被害例と防犯対策)

日本からの旅行者、語学留学生及び長期滞在の邦人の方が犯罪に巻き込まれるケースが毎年少なからず発生しています。近年の被害例と防犯対策を以下に例示しますので参考にしてください。

#### (1) 住居侵入強盗

#### 〈事例〉

夜明け前、自宅裏口から3人の不審者が侵入。就寝中のところをナイフで脅され、シーツなどを引き裂いて口や腕を拘束されたあと、自宅内の現金、パソコン、携帯電話などを強奪された(自宅裏口付近の窓が開いており、そこから手を伸ばせば裏口の鍵を開錠することができた。)。

#### <防犯対策>

- ア 外出時・就寝時は確実に施錠すること。
- イ 住居を探す際は、まず安全な地域・物件を選ぶ。自宅の警備対策の有無ならず、 近隣住宅の警備員の有無なども把握する。

- エ 必要に応じて使用人や警備員の雇用、警報装置の設置などを検討する。
- オ 寝室は在宅中に不審者が侵入した場合の避難室になると想定し、扉や鍵を堅牢 なものにし、室内には電話、緊急連絡先リスト及び防犯ベル等を常備するとよい。
- カ 家を留守にする際は貴重品を外から見える位置に放置しない。鍵のかかる机や 金庫に保管する。
- キ ナイフなどの刃物を携行している事例が多いため、不審者の侵入を許した場合、 身体の安全を最優先して抵抗は避けるべきである。
- ク 屋外の排水管などをよじ登って2階以上の部屋に侵入するケースもあるため、 上層階であっても施錠を怠らない。

#### (2) ホテル侵入強盗

#### 〈事例1〉

邦人旅行者がホテル客室で就寝中、窓から強盗が侵入して金品を強奪された。(換 気のため窓を開けており、改装工事中のため窓の外には足場が組まれていた。)

#### 〈事例2〉

意気投合した現地人とホテル客室で飲食中、断りもなく当該現地人の友人数名が 客室に入り、バッグを強奪された。

#### <防犯対策>

- ア 監視カメラ、警備員の配置等警備対策が施されたホテルを選ぶ。
- イ 外出時、就寝時は窓、入口やベランダのドアその他侵入口となり得る場所の施 錠を確実に行い、パスポート、航空券、現金等の貴重品はセーフティボックス等 の安全な場所に保管する。
- ウ 見ず知らずの者が親しげに話しかけてきた場合は十分警戒し、部屋の番号や名 前を聞かれても安易に教えない。

#### (3) 路上での被害

ア スリ、ひったくり、置き引き等窃盗事件

#### 〈事例1〉

スバ市内の映画館(ビレッジ6シネマ)からスバマーケット方面に歩いていたところ、すれ違ったフィジー人男性1名に背後から羽交い締めにされ、ズボンのポケットを探られた。その際、腹部、顔に暴行を受けたため、叫び声を上げて助けを呼んだものの周囲の通行人は無視していた。その犯人は、金品を盗らずにそのまま逃走した。

#### 〈事例2〉

日没後、ナンディの繁華街で買い物と夕食を済ませた後、少し離れたホテルまで歩いて帰る途中、数人のフィジー人男性に囲まれ、貴重品の入ったハンドバッグ等を強奪された。その際強く引っ張られたため転倒し手足を負傷した。

#### 〈事例3〉

親しげに話しかけてくる現地人に気を許し、握手やハグに応じていた際、ズボンのポケットに手を伸ばして財布を抜き取られた。

#### 〈事例4〉

バス停でバスを待っている間、口の開いたバッグから財布を抜き取られた。

#### 〈事例5〉

バス乗車中に寝てしまい、気付いた時にはバッグがなくなっていた。

#### 〈事例6〉

宿泊先のホテル前に横付けしたタクシーから降車したところ、3名の若者グループに囲まれ、携帯電話や現金を盗まれた。

#### 〈防犯対策〉

- (ア) 夜間 (早朝も含む)、人通りの少ない地域へ立ち入ることは避ける。
- (イ) 不審な人物に狙われていないか常に周囲を警戒する。
- (ウ) 努めて複数人で行動し、何かあった場合にはすぐに助けを呼べるようにして おく。
- (エ) 夜間に外出する必要がある場合には、自家用車又はタクシー等を利用して徒歩移動を避ける。
- (オ) 若者集団がたむろしている場所に遭遇したら迂回して逃げる。
- (カ) バーやナイトクラブ等では酔っ払いのトラブルが起きやすいので、周囲の状況に注意し異変を感じたらすぐさまその場を離れる。

#### イ 偽ガイド・販売詐欺等

空港周辺や観光地にて、観光客を相手に安いホテルやツアーを紹介する等言って近寄ってくる偽ガイドによる被害が発生しています。邦人被害の例として、ナンディ国際空港内のカフェで国内線乗り継ぎのため待っていたところ、フィジー人男性1名が「名所を案内する」と言ってきたので同人に従ったところ、ひと気のない茂みに連れて行かれて顔面及び身体を何度も殴打され、財布やデジタルカメラ等を強奪された事案が発生しています。

#### 〈防犯対策〉

- (ア) 親しげに話しかけてくる者には注意・警戒し、無視してその場を離れるか、 きっぱり断るなど毅然とした態度をとる。
  - (イ) 観光の案内や手配を持ち掛けてくる現地人を相手にしない。観光の手配は、ホテルのツアーデスクや店舗をかまえた旅行代理店を利用する。

#### (4) タクシー・ミニバスでの被害

ナンディ国際空港周辺では料金メーターを使用しないタクシーが多く、観光客等 短期滞在者がそれらのタクシーを利用し、法外な料金を要求されてトラブルになる ケースが報告されています。

#### 〈防犯対策〉

- ア 利用の際はメーターの使用を促すか、行き先を正確に伝えて値段交渉する。空港からリゾートホテルが位置するデラナウ島(約15km程度)までであれば、30フィジードル程度が目安となる。
- イ 万が一トラブルになった場合には、車の番号(車内にも番号を提示することが 義務づけられています)や犯人の特徴等を記憶して速やかに警察に通報する。

#### (5) 違法薬物犯罪

近年、違法薬物(大麻、覚せい剤及びその他違法ドラッグ等)の製造、所持、取引等の犯罪が増加傾向にあり、治安当局は取り締まりを強化しています。違反者は 外国人といえども例外的な取扱いはなく、厳しい刑罰が科せられます。

#### 〈防犯対策〉

バーやナイトクラブなどで現地人から進められても絶対に手を出さない。

#### 4. 事故対策

#### (1)交通事故

近年、交通死亡事故が増加しており、在留邦人が交通死亡事故に遭遇するケースも 過去に発生しています。交通事故に遭遇しても、任意保険に加入している車両は少な く、また、交通事故の裁判には長期間(2~3年)を要する場合があります。交通死亡 事故撲滅のためいたるところで速度超過、信号無視や一時不停止などの取り締まりが 行われています。

当地での道路事情、運転マナーは劣悪ですので、車を運転される場合は細心の注意 が必要です。特に次の点に注意してください。

#### <安全対策>

- ア 舗装道路であっても陥没している箇所が多く、ハンドルを取られたりパンクの原因になることがある。郊外では、幹線道路でも放し飼いの牛や馬等の家畜が道路を横切ることがあるため、安全な速度で運転することを心掛ける。急な減速や停止をする場合は、後続車からの追突を避けるためにハザード・ランプを点灯させる。
- イ 夜間は街の中心部を除いてほとんど外灯がなく、前方が見えないほどの大雨も 時折発生するため、夜間の長距離運転は努めて避ける。
- ウ 交差点にはほとんど信号機が無く、ラウンドアバウトと呼ばれる環状交差点(ロータリー)が主流となっている。ラウンドアバウトを通る時は、右方向の車両を優先するというルールを守り徐行する。
- エ 方向指示器を出さずに急に右左折、割り込みを行うなど、運転マナーの悪いドライバーが多いので、車間距離を十分にとって他車の動きに注意を払う。
- オ 幹線道路は80km/hが制限速度だが制限速度を守らないドライバーが多い ため走行時は十分注意する。集落の手前ではスピードバンプ (減速させるための かまぼこ状の出っ張り) が道路上に設置されているため十分に減速する。

- カ 横断歩道が無いところでも歩行者が頻繁に道路を横断するので脇見運転を避けて前方に注意する。
- キ レンタカーを利用する場合は、契約する前に車両の整備状況、任意保険の補償 内容を十分確認する。

#### (2) 遊泳、シュノーケリング、ダイビング中の事故

フィジーの海岸の大部分は珊瑚礁に囲まれています。環礁の内側は比較的波が穏 やかですが、外側は波が高く流れも速いため、あやまって環礁の外に出て波にさら われる事故が発生しています。また、ダイビング中にサメに襲われる事故も発生し ています。

〈主な安全対策〉

- ア 遊泳、シュノーケリングは環礁の内側で行う。
- イ ホテルや専門店等で情報を入手し、危険な地域でのダイビング、サーフィン等 は避ける。
- ウ 初心者は、現地の事情に精通したガイドのもとで行う。

#### 5. テロ・誘拐等

現在のところフィジーでは国際テロ組織が活動するといった脅威は確認されていませんが、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた人物による一匹狼(ローンウルフ)型のテロが発生しています。このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に巻き込まれることがないよう、海外安全情報、報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持ちましょう。

#### 6. 子の連れ去り(ハーグ条約)について

フィジーは、ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)締結国です。同条約は国境を越えた子供の不法な連れ去り(例:一方の親の同意なく子どもを元の居住国から出国させること。)や留意(例:一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても子どもを居住国に戻さないこと。)をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です。フィジー国内において上記のようなケースに当てはまる場合には、慎重に対応する必要があります。仮にDV被害に遭われて、その被害から逃れるための連れ去りであっても子どもを元の居住国に返還することを求められる場合もあるため、専門家とよく相談した上で対応することが必要です。

#### 7. 医療品の持ち込み

医薬品の持ち込みに関する各国・地域の手続きについては、以下厚労省公式ホームページ上に掲載されていますので、参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iyakuhin/yak ubuturanyou/index 00005.html

#### 8. 緊急連絡先

(1)全国共通非常電話

クライム・ストッパーズ 917、(919)

消防署、救急車 911

(2) 在フィジー日本国大使館

電話番号:330-4633

## Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

テロ、クーデター、サイクロン、大地震及び津波等の緊急事態が発生した場合には、落ち着いて、より適切に対処し安全を確保することが大切です。本マニュアルでは、サイクロンに関わる情報収集要領や特に普段から準備しておくべき事、事態発生時の対処要領を記載しておりますのでご参照ください。

#### 1. サイクロン

11月~4月は雨季に当たり、熱帯性サイクロン(台風)が発生します。2016年2月(サイクロン・ウインストン)、2020年4月(サイクロン・ハロルド)、2020年12月(サイクロン・ヤサ)のように近くを通過する場合には暴風雨により、川の氾濫、土砂崩れ、道路の崩壊、高波にさらわれる等の危険があります。サイクロンの接近が予想される時は、海や川から離れ安全な場所で身を守る必要がありますので、日頃から気象情報の入手に努めてください。なお、サイクロンの情報については、フィジー気象局のウェブサイトをご参照ください。

フィジー気象局 http://www.met.gov.fi

#### 2. 平時の備え

#### (1) 在留届等

緊急時においては、在留届の情報を用いて在留邦人の安否確認、緊急支援を行うことを基本としています。届け出がない場合、緊急時に必要な情報を大使館から提供できない、助けが必要な方を把握できないといった問題が発生します。そのため以下の届出等を在留期間に応じて提出してください。

- ア 当地に3ヶ月以上滞在する予定の方は、在フィジー日本国大使館に「在留届」 を提出してください。
- イ 日本に帰国される場合や、長期間フィジーを離れる予定のある方は、「帰国届」 を提出してください。

- ウ 住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先及び帯同者の内容等に変更があった場合は、その都度「在留届記載事項変更届」を提出してください。
- エ 上述の「在留届」「帰国届」「変更届」は、下記のURLからオンラインで届け出てください。

「ORR net」 (https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html )

オ 3ヶ月未満の短期滞在者に在留届の届け出義務はありませんが、滞在予定を登録していただけるシステム「外務省海外旅行登録(「たびレジ」)」の登録をお願いしております。

(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html)

#### (2) 連絡手段の確保・整備

大規模な自然災害や事故が発生した場合には、安否確認や情報提供のため大使館から連絡しますので、連絡手段を確保しておくようお願いします。

#### (3) 避難方法の選定

状況に応じて避難場所や方法が異なりますので、下記の区分により、予め避難場所を選定するなどの検討をしておいてください。

- ア 自宅待機:特定区域で緊急事態が発生し、自宅周辺に直ちに影響が及ぶ可能性が低い場合は、自宅に待機して連絡手段を確保しつつ情報収集に努める。
- イ 一時退避:軽度の自然災害や火事等で居住地周辺に危険が迫り、自宅内に残留 すると被害が及ぶ可能性が高くなった場合は、知人宅やホテルに避難し、大使館 に待避先を伝えるとともに情報収集に努める。
- ウ 国外退避:大規模テロ、クーデター等によりフィジー全土に緊急事態が発生し、 さらなる状況の悪化が予想される場合は速やかに商用機等で国外退避する。
- エ 緊急退避:大規模テロ、クーデター等によりフィジー全土に緊急事態が発生し、 自力での国外退路が断たれた場合は、大使館と連絡をとり指示された集合場所、 日時等に従い、チャーター機等によって国外退避する。(基本的に利用料金(エコノミー)は利用者の自己負担となる。)

#### (4) 緊急事態用物資等の整備

緊急事態が発生した場合には、食料、飲料水、医薬品、燃料等の入手が困難となることが予想されますので、平素から非常用物資を備蓄しておくよう心がけてください。備えておいたほうが良い物資は概略以下のとおりです。なお、備蓄物資の中には長期保存に適さないものもありますので、随時使用期限を確認しておいてください。

- ア 非常用食料(10日分程度)
- イ 飲料水(10日分程度)、飲料水用消毒液、容器
- ウ 医薬品
- エ 懐中電灯、ろうそく、マッチ、乾電池、携帯充電器、モバイルバッテリー
- オーラジオ(テレビやインターネットが繋がらない場合等はラジオが有用な情報源

#### となります。)

- 力 衣類、寝具(毛布等)、雨具
- キ食器、炊飯道具
- ク 自家用車の燃料

#### 3. 有事の措置

#### (1) 安全確保

緊急事態が発生した場合は、予め決めておいた避難方法に従い安全確保に努める とともに、可能な限り情報収集を行ってください。

#### (2) 大使館との連絡

緊急事態が発生した場合、大使館では在留邦人の皆様の安否確認を行います。在 留届で登録されたメールアドレスへ安否確認のメールが送られてきたら、案内に従って安否状況をお知らせください。緊急事態発生の場合には、電話やインターネットが繋がらなくなる場合もあります。あらゆる手段で大使館から皆様に連絡するよう努めますが、状況が許せば皆様からも大使館に連絡のうえ、安否についてお知らせください。

#### (3) 外務省(本邦) からの連絡

緊急事態が発生し、事態が長期化した場合には、外務省ホームページやスポット情報等で情報提供いたします。

#### (4) 個人による国外退避

外務省より「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」が発出された場合は、可能な限り速やかに、各人で国外退避するようお願い致します。

#### (5) 一時集合場所

事態が急速に悪化し、個人による国外退避が不可能な状態となった場合は、情勢 を確認しつつ安全な場所を一時集合場所として指定します。

#### (6) 一時集合場所までの移動要領

ア 可能な限りグループを作り、自力で移動してください。

- イ 自力での移動が困難な場合は、大使館又は治安当局に対し安全確保を依頼して ください。
- ウ チャーター機等で国外に退避する事態となった場合、一時集合場所から国際空港までの移動手段は大使館が確保します。

# Ⅳ おわりに

海外においては、「自分の身は自分で守る」の心構えで常に警戒心を持ち、万が一の場合に備えて普段から周到に準備しておくことが重要です。また、不幸にして犯罪や非常事態に遭遇してしまったら、努めて冷静に対応し、被害を最小限にとどめるようにすることも必要です。皆様が少しでも安心して過ごせますよう、ご質問等がございましたら下記連絡先宛てにお気軽にご連絡ください。

#### 【在フィジー日本国大使館】

住 所: Embassy of Japan Level 2 BSP Life Centre, Thomson Street, Suva

(G. P. O. Box 13045)

電 話:3304633 又は3302122

メール: ryoji. fiji@fj. mofa. go. jp